

証券コード 9256
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
株 式 会 社 サ ク シ ー ド
代表取締役社長 高 木 毅

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号
住友不動産新宿ガーデンタワー 1階 ベルサール高田馬場
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

法令及び定款第17条の規定に基づき、計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.succeed-corp.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.succeed-corp.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及にともなう重症者数の減少や各種政策の効果等により、緩やかな回復傾向にある時期もありましたが、新たな変異株の急速な感染拡大により国内の感染者数が過去最多となったり、リバウンド傾向が鮮明になったりするなど、先行きについては依然として警戒が必要な状況が続いていくものと考えております。

教育業界におきましては、従来より課題となっている少子化に加え、文科省のGIGAスクール構想による学校へのICT導入の前倒し、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとするオンライン教育サービスに対するニーズの高まりなど、取り巻く環境が大きな変革の時期を迎えております。

保育業界におきましては、共働き世帯の増加にともない保育需要も増加しておりますが、「新子育て安心プラン」や「幼児教育・保育の無償化」など国をあげての子育て支援施策によって保育施設が増加していることで保育園児の受け入れ数が増加したこと、また、新型コロナウイルスの感染への不安から保育所の利用を控える保護者が相次いだことで待機児童が過去最少となったこともあり、待機児童問題の解消への道筋が見えてきております。一方で、保育施設が増えたことによる保育士不足や保育の質の低下が懸念されており、子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。

介護業界におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や、それにとともなう認知症高齢者の急速な増加が見込まれ、より一層介護のニーズが高まっております。しかしながら、社会的な問題になっている少子高齢化の影響が介護業界の人材不足に与える影響は特に深刻で、有効求人倍率は依然として高い水準で推移しており、介護人材の確保・育成は喫緊の課題となっております。

以上のような外部環境のもと、当社は「教育や福祉の分野における社会課題を解決し、より良い未来を創造する」ことをミッションに掲げており、教育、保育、介護を事業領域に挙げておりますが、どの分野も企業の人手不足が高い水準で続いており、当社の成長を後押しする要因となっております。

この結果、当事業年度の売上高は2,591,171千円（前期比30.1%増）、営業利益は424,661千円（同61.5%増）、経常利益は421,437千円（同58.7%増）、当期純利益は280,544千円（同61.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

イ. 教育人材支援事業

家庭教師サービスにおいては、当期より開始したオンライン型家庭教師サービスの需要が増加したことにより、会員数が飛躍的に増加いたしました。また、当期から開始したICT支援員派遣サービスについては、GIGAスクール構想の前倒しによる教育現場のDXという環境のもとで、地方自治体の需要を取り込むことにより大きく売上に貢献する結果となりました。さらに、教員紹介サービスについても学校教員の人材不足が追い風となり、サービスを拡大いたしました。

その結果、売上高は1,221,154千円（同50.9%増）、セグメント利益は273,178千円（同70.8%増）となりました。

ロ. 福祉人材支援事業

保育サービスにおいては、人材派遣サービスの売上が順調に伸び、当期の売上に貢献する一方、利益率の高い人材紹介サービスの売上高が減少したことから利益率を下げる要因となりました。介護サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護施設における採用面接が中止された影響で、新規紹介数は減少いたしました。

その結果、売上高は358,693千円（同0.1%減）、セグメント利益は52,622千円（同60.4%減）となりました。

ハ. 個別指導教室事業

個別指導教室においては、問合せ数の増加により入塾者数が順調に増加するとともに、退会率の減少も在籍生徒数の増加につながり、当期の売上に貢献する結果となりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新規出店を控えたことも当期の利益に貢献いたしました。2022年3月に新規開校を再開し、つきみ野校及び弥生台校を開校いたしました。今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、新規出店を加速してまいります。

その結果、売上高は1,011,323千円（同22.8%増）、セグメント利益は263,373千円（同135.5%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第17期 (2021年3月期) (前事業年度)		第18期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
教育人材支援事業	809,179千円	40.6%	1,221,154千円	47.1%	411,975千円	50.9%
福祉人材支援事業	358,984	18.0	358,693	13.9	△290	△0.1
個別指導教室事業	823,711	41.4	1,011,323	39.0	187,611	22.8
合計	1,991,875	100.0	2,591,171	100.0	599,296	30.1

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は8,174千円で、主なものは次のとおりであります。

部門	設備投資額	主な設備投資の内容
教育人材支援事業	千円 1,228	関西支社の移転
個別指導教室事業	6,149	つきみ野校及び弥生台校の新規開校

③ 資金調達の状況

当社は2021年12月に、公募により375,000株の新株式を発行いたしました。
(発行価格1株につき1,435.2円、発行総額538,200千円)

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年3月期)	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,468,376	1,798,217	1,991,875	2,591,171
経 常 利 益(千円)	225,273	237,454	265,491	421,437
当 期 純 利 益(千円)	158,640	167,001	173,423	280,544
1株当たり当期純利益 (円)	51.17	53.87	55.94	87.60
総 資 産(千円)	905,980	1,069,729	1,270,461	2,199,017
純 資 産(千円)	547,533	714,535	887,959	1,706,922
1株当たり純資産 (円)	176.62	230.50	286.44	491.14

- (注) 1. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①ブランドとサービスの認知度の向上

当社では、顧客の獲得及び登録者数の増加のため、ブランドとサービスの知名度向上が重要であると認識しております。そのため、既存サイトの定期的な見直しに加え、様々なニーズに対応した新たなサイトを立ち上げるなど、WEBサイトを中心に広告宣伝・募集活動を強化してまいります。

②新規分野への早期参入

当社では、既存ビジネスにおける収益拡大を図るとともに、成長性の高い新規分野へ早期に参入し、シェアを拡大することが重要と認識しております。そのため、既存分野において新規クライアント開拓のスピードを加速していくとともに、新規事業の創出を目的として社会の動向を適時に把握し、必要な経営資源を投下してまいります。

③新規出店

当社では、個別指導教室事業において、企業価値向上のために出店を拡大していく必要があると認識しております。そのために、出店の地域や立地に関する情報収集を行い、必要な経営資源を投下してまいります。

④優秀な人材の採用及び育成

当社では、企業成長を促進していくために、優秀な人材の確保及び既存社員も含めた全社員の能力及び意欲の向上が必要と認識しております。そのため、積極的な採用活動を進めるとともに、教育研修制度の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
教育人材支援事業	家庭、学習塾、学校等に向けた教育関連人材サービス
福祉人材支援事業	保育施設、学童施設、介護施設等に向けた福祉人材サービス
個別指導教室事業	少人数制の学習塾の経営

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本	社	東京都新宿区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
85	32.0	3.6

事業区分	使用人数	前事業年度末 比増減
教育人材支援事業	28名	—
福祉人材支援事業	17	3名減
個別指導教室事業	32	3名増
全社 (共通)	8	—
合計	85	—

- (注) 1. 使用人数にはパートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全体 (共通) として記載されている従業員数は、情報システム・マーケティング部、管理部及び経営企画部に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年12月22日付で当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分再編に伴い、現在はグロース市場に移行しております。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,475,000株
- (3) 株主数 1,684名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
高木 毅	2,100,000 株	60.4%
佐藤 幹雄	250,000	7.1
石川 修一	150,000	4.3
前原 裕明	150,000	4.3
阪田 和弘	83,300	2.3
志村 英樹	68,900	1.9
株式会社 S B I 証券	43,200	1.2
野村信託銀行株式会社	36,800	1.0
株式会社日本カストディ銀行	30,300	0.8
斉藤 博志	25,000	0.7
佐藤 純	25,000	0.7
森 峰志	25,000	0.7

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は2021年7月15日開催の取締役会において、2021年8月27日付で普通株式1株を25株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は12,400,000株に、発行済株式の総数は3,100,000株となりました。
- ②当社は2021年8月12日開催の臨時株主総会決議により、2021年8月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- ③東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、2021年12月21日を払込期日とする公募増資により375,000株の新株式を発行しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日における新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年3月13日	2021年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		3,200個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 25株)	普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき 25株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,000円 (1株当たり 80円)	新株予約権1個当たり 6,200円 (1株当たり 248円)
権 利 行 使 期 間		2019年3月15日から 2027年3月10日まで	2023年3月31日から 2031年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,200個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2021年6月30日	
新 株 予 約 権 の 数		500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	12,500株
		(新株予約権1個につき)	25株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個あたり437円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	7,200円
		(1株当たり)	288円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2031年6月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 3	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監 査 役	新株予約権の数	500個
		目的となる株式数	12,500株
		保有者数	3名

(注)

- 2021年8月27日付で、普通株式1株につき25株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (1) 当社の取締役、使用人として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、使用人の地位を有しているものとする。但し、任期満了による退任、又は、定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りではない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部（但し、1株の整数倍とする）を行使することができる。
(3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
(4) その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. (1) 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な事由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部（ただし、1株の整数倍とする。）を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (4) 当社株式の価格がa. に定める「ノックアウト・バリア判定期間」の間、一度でもb. に定める「ノックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社が取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。
- a. ノックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。
- b. ノックアウト・バリア価格は、金273円とする。
- (5) その他権利行使の条件については、当社本株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 木 毅	
取 締 役	石 川 修 一	個別指導教室事業部部长
取 締 役	前 原 裕 明	管理部部长
取 締 役	斉 藤 博 志	情報システム・マーケティング部部长
取 締 役	森 峰 志	福祉人材支援事業部部长
取 締 役	泓 田 翔 平	教育人材支援事業部部长
取 締 役	植 田 庸 平	経営企画部部长
取 締 役	佐 藤 純	
常 勤 監 査 役	松 島 茂 樹	
監 査 役	早 川 淳 一	早川淳一税理士事務所所长
監 査 役	嵯 峨 谷 巖	嵯峨谷法律事務所所长

- (注) 1. 取締役佐藤純氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松島茂樹氏、監査役早川淳一氏及び嵯峨谷巖氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早川淳一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ.基本報酬に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会により決定した報酬枠の範囲内で、取締役会により委任を受けた代表取締役が決定する。

ロ.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の当期純利益等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出する。

ハ.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給しないため、該当なし。

ニ.報酬等の割合に関する方針

上記、ロ. 及びハ. がないため、該当なし。

ホ.報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会決議を経て選任された取締役について、同株主総会開催月の翌月末日までに取締役の個人別の年額報酬（業績連動報酬でないもの）を決定し、当該年額報酬を支給対象月にて除した金額を毎月支給する。

また、業績連動報酬としての賞与の支払は、年1回社内での決裁手続きを経て、定時株主総会終了後に支給する。

ヘ.報酬等の決定の委任に関する事項

- 委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
代表取締役社長 高木毅

- ・委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部
- ・委任を受ける者により委任される権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
取締役会決議にもとづき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受ける。

ト.上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当なし

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	73,260千円 (2,640)	73,260千円 (2,640)	-千円 (-)	-千円 (-)	8名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,530 (7,530)	7,530 (7,530)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	80,790 (10,170)	80,790 (10,170)	- (-)	- (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高木毅に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役早川淳一氏は、早川淳一税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役嵯峨谷巖氏は、嵯峨谷法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐藤 純	社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に公認会計士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 松島 茂樹	社外監査役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に企業経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 早川 淳一	社外監査役に就任以降、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に税理士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 嵯峨谷 巖	社外監査役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に弁護士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、非監査業務として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令、定款等への適合体制を確立する。

ロ.取締役は、他の取締役又は使用人の職務の執行が法令または定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。監査役会は、取締役の職務の執行について監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会において十分な協議を行う。

ロ.信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において適切な管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.定時及び臨時の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行の状況を監督する。

ロ.職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直すものとする。

⑤ 監査役会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査役会の会議事務局がその任にあたるものとし、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対して、監査役会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実ならびに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役会に適切な報告を行う。

⑧ 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行について生ずる費用は、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.監査役会は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題について代表取締役その他取締役と情報交換を行い、取締役及び監査役会の意思疎通を図る。

ロ.監査役会は、定期・不定期を問わず、内部監査担当及び監査法人等と情報の共有並びに意見交換の場を設けることとし、内部監査担当及び監査法人等との意思疎通を図る。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、平素から外部専門機関との緊密な連携をとり、担当部門を決めて全社全体として組織的に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を行っております。

② 法令順守及びリスク管理に対する取り組み

「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社のリスクの抽出・評価のうえ、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクごとの管理策を検討しております。

③ 取締役の職務執行

当社は取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するため、当社取締役をメンバーとする会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績レビューを行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役は取締役会への出席、常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、常勤監査役は、代表取締役社長及び内部監査担当者と会合を行うことで、情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあると認識しており、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておりません。株主に対する利益還元を適切に行っていくことは経営上重要であると認識しておりますが、内部留保の充実を図り、事業拡大や組織体制の整備への投資を充当することにより、より一層の事業拡大を目指すことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

将来的には、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、株主への利益還元を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,020,391	流動負債	454,750
現金及び預金	1,844,018	未払金	164,199
売掛金	153,407	預り金	11,822
貯蔵品	3	契約負債	68,158
前払費用	27,561	未払消費税等	56,450
その他	70	未払費用	13,604
貸倒引当金	△4,669	未払法人税等	110,741
固定資産	178,625	賞与引当金	25,082
有形固定資産	62,731	その他	4,690
建物	60,577	固定負債	37,343
構築物	783	資産除去債務	37,343
工具、器具及び備品	423	負債合計	492,094
その他	946	(純資産の部)	
無形固定資産	7,014	株主資本	1,706,704
ソフトウェア	7,014	資本金	333,100
投資その他の資産	108,879	資本剰余金	273,100
敷金	57,710	資本準備金	273,100
長期滞留債権	5,093	利益剰余金	1,100,504
保険積立金	20,781	その他利益剰余金	1,100,504
繰延税金資産	30,282	繰越利益剰余金	1,100,504
その他	105	新株予約権	218
貸倒引当金	△5,093	純資産合計	1,706,922
資産合計	2,199,017	負債純資産合計	2,199,017

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,591,171
売上原価	1,973,728
売上総利益	617,442
販売費及び一般管理費	192,781
営業利益	424,661
営業外収益	
保険解約返戻金	14,332
その他の	325
営業外費用	
上場関連費用	17,882
経常利益	421,437
特別利益	
固定資産売却益	1,764
税引前当期純利益	423,201
法人税、住民税及び事業税	142,569
法人税等調整額	87
当期純利益	280,544

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	64,000	4,000	4,000	819,959	819,959	887,959	-	887,959
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	269,100	269,100	269,100			538,200		538,200
当 期 純 利 益				280,544	280,544	280,544		280,544
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							218	218
当 期 変 動 額 合 計	269,100	269,100	269,100	280,544	280,544	818,744	218	818,963
当 期 末 残 高	333,100	273,100	273,100	1,100,504	1,100,504	1,706,704	218	1,706,922

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社サクシード
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幸樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サクシードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社サクシード 監査役会
常勤監査役 松 島 茂 樹 ㊟
社外監査役 早 川 淳 一 ㊟
社外監査役 嵯 峨 谷 巖 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかぎ つよし 高木 毅 (1967年8月16日)	1992年4月 国際証券株式会社入社 1994年4月 株式会社タートルジャパン入社 1997年4月 同社取締役 2004年4月 当社設立 当社代表取締役社長（現任）	2,100,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>高木毅氏を取締役候補者とした理由は、当社設立以来代表取締役社長として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。また、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といいたしました。</p>		
2	いしかわ しゅういち 石川 修一 (1972年2月28日)	1993年4月 株式会社タートルジャパン入社 2000年9月 株式会社ノーバス入社 2004年10月 当社入社 2005年4月 当社個別指導教室事業部部长 2006年12月 当社取締役個別指導教室事業部部长（現任）	150,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>石川修一氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教室事業に携わり、幅広い業務経験および知識を有しております。現在は個別指導教室事業部部长として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大のための新規出店の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>		
3	まえはら ひろあき 前原 裕明 (1972年12月25日)	2000年2月 株式会社タートルジャパン入社 2007年5月 当社入社 2008年6月 当社取締役管理部部长（現任）	150,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>前原裕明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来人事制度設計やコンプライアンス体制の整備に取り組むなど、総務・人事分野での豊富な経験および知識を有しております。現在は管理部部长として情報管理体制の強化や人材育成を推進しており、当社コーポレート・ガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	さい とう ひろ し 斉 藤 博 志 (1974年12月2日)	2007年10月 株式会社リッチサポート設立 代表取締役社長 2013年3月 当社取締役情報システム・マーケティング部部长 2022年4月 当社取締役マーケティング部部长 兼 福祉人材支援事業部部长 (現任)	25,000株
	<p>【選任理由】 斉藤博志氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたってマーケティング関連業務に携わり、WEBマーケティングに関する高度な知識および経験を有しております。現在はマーケティング部長としてWEBマーケティング戦略の立案や集客力の強化を推進しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
5	もり たか し 森 峰 志 (1980年3月24日)	2008年6月 当社入社 2013年4月 当社教育人材支援事業部部长 2017年6月 当社取締役教育人材支援事業部部长 2020年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部长 2022年4月 当社取締役人事広報部部长 (現任)	25,000株
	<p>【選任理由】 森峰志氏を取締役候補者とした理由は、入社以来教育人材支援事業や福祉人材支援事業に携わるなど、幅広い業務経験および知識を有しております。現在は人事広報部長として企業価値の向上や人材マネジメントの中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
6	ふけ だ しゅう へい 泓 田 翔 平 (1988年1月5日)	2012年4月 当社入社 2020年4月 当社教育人材支援事業部部长 2021年6月 当社取締役教育人材支援事業部部长 (現任)	—
	<p>【選任理由】 泓田翔平氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教師事業、教育人材支援事業に携わり、豊富な経験および知識を有しております。現在は教育人材支援事業部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	う え だ よ う へ い 植 田 庸 平 (1980年11月8日)	2007年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2011年9月 公認会計士登録（現任） 2020年4月 当社入社 2021年4月 当社経営企画部部長 2021年6月 当社取締役経営企画部部長 2022年4月 当社取締役財務経理部部長（現任）	—
【選任理由】 植田庸平氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として専門的な知識と幅広い経験を有しております。現在は財務経理部長として当社成長戦略の立案、推進の中核を担っており、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応し、財務および戦略に関する適切な経営を実践しています。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。			

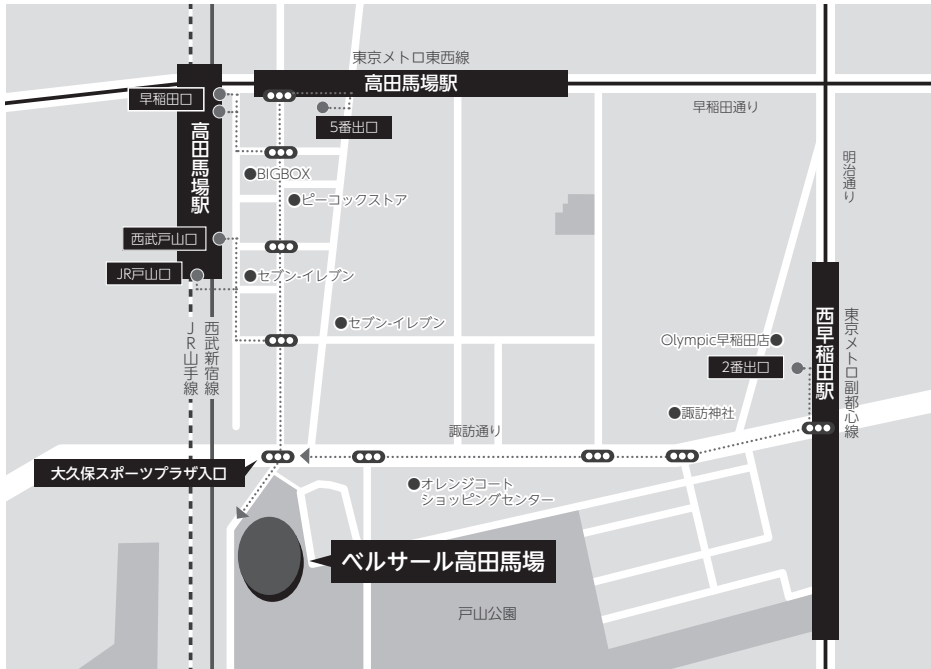
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
8	さ とう じゅん 佐 藤 純 (1974年11月1日)	2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年4月 公認会計士登録（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2019年3月 株式会社スカイパレスアソシエイツ取締役 2019年5月 株式会社リオ・ホールディングス取締役・監査等委員 2021年9月 株式会社フライヤー監査役（現任）	25,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤純氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が適切に行われ、当社の持続的な成長と企業価値向上に資することが期待されるため、適任であると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高木毅氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 佐藤純氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐藤純氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、佐藤純氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、佐藤純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 交通 J R高田馬場駅戸山口より徒歩約4分
住友不動産新宿ガーデンタワー1階 西武新宿線高田馬場駅戸山口より徒歩約5分
ベルサール高田馬場 東京メトロ東西線高田馬場駅5番出口より徒歩約6分
東京メトロ副都心線西早稲田駅2番出口より徒歩約7分



<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開始日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社運営スタッフは、マスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の状況により、株主総会の運営・会場に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.succeed-corp.jp>)に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。